



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

393	身体障害者福祉法による医師の指定	(障害福祉課).....	1
394	指定一般相談支援事業者の廃止	(").....	2
395	指定自立支援医療機関の指定の辞退	(").....	2
396	〃	(").....	2
397	指定自立支援医療機関の指定	(").....	3
398	六箇井土地改良区の定款変更の認可	(農業農村整備課).....	3
399	保安林予定森林	(森林整備課).....	3
400	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	3
401	〃	(").....	4
402	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	4
403	公共測量の終了	(技術調査課).....	4
404	〃	(").....	5

○ 人事委員会告示

*3	職員の任用等に関する規則の実施規程(昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号)の一部改正	5
4	平成2年和歌山県人事委員会告示第2号(選考職種の採用資格要件)の一部改正	6
5	平成31年度和歌山県職員採用I種試験の実施	6

○ 公告

	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課).....	10
	〃	(").....	10
	〃	(").....	11
	〃	(").....	11
	〃	(").....	11
	〃	(").....	11

○ 正誤

	平成31年4月5日付け和歌山県報第3055号和歌山県告示第348号中	12
--	------------------------------------	-------	----

告 示

和歌山県告示第393号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成31年4月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	指 定 年 月 日	診断する身体障害の種類																
					視 覚	聴 覚	平 衡	音 声 言 語	そ し ゃ く	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又 ぼ う 直 腸 う	小 腸	免 疫	肝 臓				

有限会社ササヤ薬局	東牟婁郡串本町串本1547の2	—	笹屋益規	平成 31. 3. 31
-----------	-----------------	---	------	-----------------

和歌山県告示第397号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成31年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
薬局紀征	紀の川市打田19-11	—	伊藤正吾	平成 31. 4. 1

和歌山県告示第398号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、六箇井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成31年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第399号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町添野川字三郎塚山1343の3

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第400号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成31年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第401号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡串本町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第402号

平成31年和歌山県告示第264号（以下「告示第264号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成31年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不分明である通知の相手方

下村勢津子

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第264号のとおり

和歌山県告示第403号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき紀の川市長か

ら公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成31年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（レベル1000航空写真撮影・写真地図作成）
- 2 作業期間 平成30年6月28日から平成31年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県紀の川市全域

和歌山県告示第404号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき岩出市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成31年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（総合計画）
- 2 作業期間 平成29年6月24日から平成31年3月29日まで
- 3 作業地域 和歌山県岩出市全域

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第3号

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年4月12日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の任用等に関する規則の実施規程（昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第2（第1条の2関係） 1 資格、免許を必要とする職 社会福祉の職（社会福祉主事の職、児童福祉司の職、身体障害者福祉司の職、知的障害者福祉司の職、心理判定員の職、児童相談員の職、婦人相談員の職、母子自立支援員の職、児童指導員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童福祉法務専門員の職、社会福祉士の職）、心理職員の職、精神保健福祉相談員の職、保育士の職、医師の職、歯科医師の職、歯科衛生士の職、歯科技工士の職、薬剤師の職、診療放射線技師の職、診療エックス線技師の職、臨床検査技師の職、衛生検査技師の職、臨床工学技士の職、理学療法士の職、作業療法士の職、保健師の職、助産師の職、看護師の職、准看護師の職、専任教員の職、獣医師の職、栄養士の職、職業訓練指導員の職、船舶職員の職、航空操縦士の職、航空整備士の職、無線技術士の職、無線通信士の職、電気技術者の職、電話工事技術者の職、計量士の職、学校栄養職員の職、司書の職、学芸員の職 2 略 3 略	別表第2（第1条の2関係） 1 資格、免許を必要とする職 社会福祉の職（社会福祉主事の職、児童福祉司の職、身体障害者福祉司の職、知的障害者福祉司の職、心理判定員の職、児童相談員の職、婦人相談員の職、母子自立支援員の職、児童指導員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童福祉法務専門員の職、社会福祉士の職）、臨床心理士の職、精神保健福祉相談員の職、保育士の職、医師の職、歯科医師の職、歯科衛生士の職、歯科技工士の職、薬剤師の職、診療放射線技師の職、診療エックス線技師の職、臨床検査技師の職、衛生検査技師の職、臨床工学技士の職、理学療法士の職、作業療法士の職、保健師の職、助産師の職、看護師の職、准看護師の職、専任教員の職、獣医師の職、栄養士の職、職業訓練指導員の職、船舶職員の職、航空操縦士の職、航空整備士の職、無線技術士の職、無線通信士の職、電気技術者の職、電話工事技術者の職、計量士の職、学校栄養職員の職、司書の職、学芸員の職 2 略 3 略

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

和歌山県人事委員会告示第4号

平成2年和歌山県人事委員会告示第2号（選考職種の採用資格要件）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成31年4月12日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

第1項の表臨床心理士の職の項を次のように改める。

心理職員の職	公認心理師法（平成27年法律第68号）に規定する公認心理師となる資格を有する者であって、同法に規定する公認心理師登録簿に登録されているもの又は公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士の資格を有する者
--------	--

和歌山県人事委員会告示第5号

平成31年度和歌山県職員採用I種試験を次の要綱により実施する。

平成31年4月12日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

平成31年度和歌山県職員採用I種試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用予定人員	主な職務内容
一般行政職	通常枠	62人程度	知事部局又は教育委員会（県立学校を含む。）等における事務
	特別枠	5人程度	
警察事務職		5人程度	警察本部等における事務
情報職A		2人程度	知事部局等における情報処理に関する業務並びに地域情報化推進及びICT利活用推進等に関する事務 ※一定の経験を経た後、広く一般行政職の業務に従事することができる。
情報職B		1人程度	警察本部等における情報処理及びICT利活用推進等に関する業務
総合土木職		13人程度	知事部局等における道路、河川及び土地改良事業等に関する施工監理等の業務
建築職		3人程度	知事部局等における県立施設の施工監理及び建築指導等の業務
電気職		1人程度	知事部局等における電気設備等の施工及び保守管理等の業務
機械職		1人程度	警察本部等における鑑定、検査、研究等の業務
化学職A		1人程度	知事部局等における公害の規制指導、検査分析及び試験研究等の業務
化学職B		1人程度	警察本部における犯罪鑑識の研究、法化学的鑑定、薬毒物の検査等の業務
農学職		8人程度	知事部局等における農業及び畜産に関する指導、普及並びに試験研究等の業務

林学職	5人程度	知事部局等における森林及び林業に関する指導並びに森林土木事業に関する施工監理等の業務
水産職	2人程度	知事部局等における水産に関する指導及び試験研究等の業務
法医鑑識職	1人程度	警察本部における犯罪鑑識の研究、法生物学的鑑定、DNA型検査等の業務

2 受験資格

(1) 次のアからウまでのいずれかの要件を満たす人

ア 昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人

イ 平成10年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成32年3月末日までに卒業見込みの人

ウ 人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	平成31年6月23日（日）	和歌山市 田辺市	平成31年7月上旬に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	【一般行政職特別枠以外の試験区分】 （個別面接①、論文試験、適性検査） 平成31年7月下旬の指定する1日 （個別面接②、集団討論） 平成31年8月下旬の指定する1日。ただし、集団討論は、一般行政職通常枠のみ実施する。	和歌山市	平成31年9月上旬に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。
	【一般行政職特別枠】 （論文試験、適性検査） 平成31年7月中旬の指定する1日 （面接試験） 平成31年8月上旬の指定する1日		

4 試験の方法及び内容

(1) 一般行政職特別枠以外の試験区分

	種目	配点	内容	試験時間
第1	教養試験 (択一式)	400点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験出題数55題のうち40題を解答する選択解答制とする。 ア 選択解答出題分野（社会科学、人文科学及び自然科学）30題中15題を選択解答とする。 イ 必須解答出題分野（文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈）25題を必須解答とする。	2時間

次試験	専門試験	600点	試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験(択一式)40題を全問必須解答とする。ただし、一般行政職通常枠及び警察事務職は、受験申込時に4科目(法律、経済、総合A及び総合B)から1科目を選択するものとし、総合A又は総合Bを選択した場合は、60題中40題を選択解答する。また、総合土木職は、45題中25題を必須解答、残り20題中15題を選択解答とする。 なお、情報職は記述式及び択一式とする。	2時間
	第2次試験			
	論文試験	200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験(1,200字程度)	1時間30分
	面接試験	1,800点	人物、能力、性格等についての個別面接(2回)及び集団討論。ただし、集団討論は、一般行政職通常枠のみ実施する。	
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	

(2) 一般行政職特別枠

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験(択一式)	120点	前記(1)の第1次試験の教養試験と同内容	2時間
	専門試験(択一式)	180点	前記(1)一般行政職通常枠及び警察事務職の第1次試験の専門試験と同内容	2時間
	アピール論文試験	700点	高度な能力や実績等の特筆性及び取得の困難性並びにその能力等を得る過程で培った意欲、行動力及び精神力をアピールする論文試験(文字数及び枚数の制限なし)	1時間30分
第2次試験	論文試験	200点	前記(1)の第2次試験の論文試験と同内容	1時間30分
	面接試験	1,400点	人物、能力、性格等についての個別面接(自身が培った能力等を県政にどのように生かすかなど)	
	適性検査		前記(1)の第2次試験の適性検査と同内容	

(注) 特筆すべき個人の能力、実績等を証明する書類等の提出を求めるが、その提出書類等に虚偽が判明した場合は、採用資格を失う。

(3) 試験内容等

ア 試験の内容は、大学卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

ウ 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

試験区分	科目	出題分野
一般行政職通常枠 一般行政職特別枠 警察事務職	法律	憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学・財政学等
	経済	経済原論、財政学、経済史、統計学、経済事情、経済政策、憲法・行政法・民法等
	総合A	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、教育学、社会福祉概論、社会学概論、心理学概論等

	総合B	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、数学・物理・化学等
情報職A		数学・物理、情報・通信工学、情報基礎理論、通信・ネットワーク、システム開発・運用、情報セキュリティ、ICT関係の政策等
情報職B		数学・物理、情報・通信工学、情報基礎理論、通信・ネットワーク、システム開発・運用、情報セキュリティ等
総合土木職		数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物等
建築職		数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等
電気職		数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等
機械職		数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作等
化学職A 化学職B		数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学等
農学職		栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品科学等
林学職		森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学及び森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学等
水産職		水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学等
法医鑑識職		生物・化学、一般化学、分析化学、有機化学、生物有機化学、生物化学、植物栄養学、食品科学、応用微生物学、衛生等

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」から、「平成31年度和歌山県職員採用I種試験、資格免許職職員採用試験」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申し込みができない場合は、和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

また、一般行政職特別枠に申し込む場合は、特筆すべき個人の能力、実績等を証明する書類を別途、平成31年5月24日まで（同日までの消印のあるものを有効とする。）に和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「I種試験証明書類」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にすること。

(2) 受付期間

平成31年4月23日（火）午前10時から同年5月24日（金）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票等の交付

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。

写真票には氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名

簿に登載され、各任命権者からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。この試験の最終合格者は、原則として平成32年4月1日に採用される。ただし、欠員等の状況により、勤務可能な人は平成32年4月1日以前に採用される場合がある。

(2) 採用時の給料月額は、187,200円（平成31年4月1日現在の一般行政職の場合）で、経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。

このほか職員の給与に関する条例等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 点字等による受験

一般行政職については、点字受験が可能であるので、希望する人は和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

また、車椅子、ルーペの使用、拡大文字による受験等を希望する人も同様に申し出ること。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、5（3）の受験票等の交付手続と同様に、「通知書発行のお知らせ」のメールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日の午後3時から1週間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

橋本市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

橋本都市計画用途地域

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

橋本市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
橋本都市計画特別用途地区

- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

橋本市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
橋本都市計画道路（3・4・15号小峰台垂井線、3・4・18号山内垂井線、3・4・21号山内平野線）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

橋本市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
橋本都市計画公園（2・2・25号隅田A4号公園、2・2・26号隅田A5号公園、2・2・27号隅田A6号公園、2・2・28号隅田A7号公園、2・2・29号隅田A8号公園、3・3・7号隅田A北公園）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

橋本市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
橋本都市計画緑地（3号隅田A緑地）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

橋本市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
橋本都市計画下水道（橋本市公共下水道）
- 2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

正 誤

正 誤

平成31年4月5日付け和歌山県報第3055号和歌山県告示第348号中

ページ	誤	正
38	平成31年4月5日から	平成31年4月25日から